

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和7年4月4日（金）
午後2時00分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第1 議事録署名委員について
- 第2 議案 第 8 号 農地法第3条第1項の規定により許可申請に対する許可決定について
- 第3 議案 第 9 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第4 議案 第 10 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第5 議案 第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について
- 第6 議案 第 12 号 魚津市農業委員会「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和7年4月4日(金)

2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 13名

会長(議長) 12番 北田 直喜

委員 1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝

3番 中山 彦信 4番 上樂 晃

6番 小坂 義則 7番 宮坂 博一

8番 佐々木 隆 9番 住田 賀津彦

10番 大崎 章博 11番 高橋 順子

13番 谷越 彦茂 14番 石坂 誠一

5. 総会を欠席した農業委員の数 1名

5番 稗苗 史絵

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 3名

片貝地区 山本 行雄 加積地区 西田 八郎

天神地区 吉野 俊彦

7. 議事録署名委員

2番 澤田 重孝 3番 中山 信彦

8. 総会に出席した職員

事務局長 舘 和生 係長 藤井 勝利

主査 本田 陽一 主事 山根 悠平

【開 会：午後2時00分】

議 長： それではただ今から令和7年度4月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、2番澤田委員、3番中山委員をお願いいたします。

議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は1件12筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が1,216.91 m²です。

【議案第8号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

1番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第8号は決定いたします。

議案第9号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第9号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定

についてご説明します。

5 ページ目をご覧ください。今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が149㎡です。

【議案第9号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

8番： 事務局の説明のとおりで許可妥当と思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第9号は意見決定いたします。

議案第10号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第10号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

8 ページ目をご覧ください。今月の申請は4件7筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が11,344㎡です。

【議案第10号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

6番： 1番についてです。譲受人は配管設備業をやっておられます。事務所を既存の資材置場に建てた関係で資材置場を求められました。申請内容については事務局からの説明のとおりで特に問題ないかと思えます。

2番についてです。譲渡人については両名とも耕作ができず、以前までは道下の営農組合が耕作をしておられましたが、今後、田んぼの維持管理ができないとのことで売買に至りました。申請内容については現地確認及び事務局からの説明のとおりで特に問題ないと思えます。

2番： 3番についてです。譲渡人と譲受人は従兄弟関係であったり、周辺農地の耕作者からの同意を得られているので特に問題ないかと思えます。

3番： 事務局から説明があったとおりです。特に問題ないと思えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見ありましたらご発言願います。

3番： 地目が田のまま家が建ってしまっている所の税金はどうなっているのか。

事務局： 現況から課税地目を判断するため、宅地課税となっていると思えます。

議長： この他に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第10号は意見決定いたします。

議案第11号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第11号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は農用地利用集積等促進計画が全39件、119筆、177,593 m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 今月以降の申請に関しては中間管理機構を通したものだけになるという認識でよいか。

事務局： その通りです。

議長： 新たに借主になる方が2年等で設定するのは不可能か。

事務局： その通りです。これまでに契約をしておられ、その契約更新と時期を合わせる際には3年よりも短い期間での契約が可能です。

11番： 契約の最短と最長はどれだけになっているのか。

事務局： 契約は3年以上40年未満の間であれば可能です。

10番： 現在締結してある中間管理機構以外の契約は無効にならないという認識で良いでしょうか。

事務局： その通りです。

議長： ほかに意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第11号は決定いたします。

議案第12号魚津市農業委員会「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第12号魚津市農業委員会「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について説明させていただきます。

【議案第12号 議案書をもとに朗読】

議長： 事務局より説明ありましたが、委員の皆様から意見あれば発言願います。

議長： 令和6年度の一人あたりの活動日数平均は何日ほどか。

事務局： 推進委員を含めたものは年間52日となっております。

議長： 農業委員だけに絞ると活動日数は何日になるか。

事務局： 農業委員の皆様だけですと62日程度です。

10番： 令和5年度から令和6年度にかけて予算が減額になっているのはなぜか。

事務局： 令和5年度については激変緩和措置がとられていることが理由として挙げられます。

議長： 活動報告については昨年度通りの方法で良いか。

事務局： 昨年度の方法でも、本日お配りした冊子のどちらで提出いただいてもかまいません。

議長： 他に意見が無いようでしたら、議案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議無いようですので、議案第12号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・令和7年度魚津市農業委員会総会の日程について
・令和6年度魚津市農業委員会親交会収支報告について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後3時30分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第8号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 清水 雅之
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適 格法人以外の 法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時 従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人が以前から労働力不足により農地管理ができないため、譲渡人の希望により、農地の所有権を移転するものである。譲受人は市外在住ではあるが、申請地と同地区内の実家を農業の拠点としつつ耕作をしているため、所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、4月1日、事務局山根、清水が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第4条調査書

議案第9号 受付番号1番

申請者		作成者 山根 悠平
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地はおおむね26haの一団の農地の区域内にあり、かつ土地改良事業実施区域内農地であり、農地の区分は第1種農地と判断します。 転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	申請地は昭和50年代前後から農業倉庫敷地として利用しており、今後も草刈り機等機械類の保管場所として利用する必要があり、このたび正式な申請を行い是正します。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら資材置場敷地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、農業倉庫敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は農業用倉庫の整備が目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界についてはコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばないように十分に配慮されます。 生活排水は発生せず、雨水については自然浸透及び勾配により既設の水路へ排水するため、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第10号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 山根 悠平
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね28 haの一団の農地の中にあり、土地改良事業実施地域内ため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は事業拡大として事務所を新設し、現在借りている土地を返却することから、新たな資材置場敷地が必要となり、既存資材置場と隣接する場所にて資材置場を設置する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は注文住宅建設用地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、資材置場建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	申請地の地盤面の高さは現状から変更せず、周囲に被害を及ぼさないよう十分に配慮されます。 また生活排水は発生せず、雨水については自然地下浸透とします。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第10号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 山根 悠平
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、住宅用地等の連担している土地に近接し、10ha未満(6ha)の農地の集団規模にある区域内にある市街地化傾向の区域にあるため、第2種農地と判断しました。 転用許可基準は代替可能性なしです。	
転用目的	譲受人は、近年の需要に応えるため優良な住環境の土地に注文住宅用地を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、預金残高証明書を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は資材置場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅用地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界に擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については調整機能として調整池を設置しオリフィスによって既存水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第10号 受付番号3番
(賃貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 山根 悠平
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね54 haの一団の農地の中にあり、土地改良事業実施地域内ため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は、既存敷地が車両の増加等で手狭となったため、既存地付近で新たに駐車場を設置する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は車両置場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、車両置場が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については自然地下浸透とします。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第10号 受付番号4番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 山根 悠平
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に経田小学校と経田保育園が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は、海と山がある自然豊かな環境の魚津市で子育てをしたいという思いや将来的な仕事の計画に合う住居を求め、申請地の空家を購入する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら住宅敷地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については既存水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		